

令和4年度四街道市立小学校及び中学校の校庭、
体育館開放運営委員会

と き 令和5年1月17日（火）14時から
と ころ 四街道市役所第二庁舎第2会議室

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議長選出
5. 議 題
 - (1) 令和4年度の利用状況について
 - (2) 令和5年度の利用について
6. その他
7. 閉 会

令和4年度学校別スポーツ種目数一覧

令和5年1月12日現在

	小中学校区		四街道中学区			千代田中学区			旭中学区				西中学区			北中学区			小計	合計
	種目名	四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小	北中		
中高生・成人のみ	バスケットボール		2	1		2	1		2	2	2	7			4		1	4	28	
	バレーボール	1	1	1	4	2	3	1	2	3	2	3	3		2	3		3	34	
	ソフトバレーボール		3	2	3	4	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	4	1	33	
	バウンドテニス		1	1		1	2						1		1				9	
	ショートテニス		1																1	
	バドミントン	1		1		1		1						1	1	1			7	
	フットサル	0																		
	卓球(ラージボール含む)										1						1		2	
	インドアカ					1												1	2	
	太鼓																		0	
	踊り(よさこい)															1		1	2	
	ニュースポーツ												1						1	
	児童を含む	ミニバス・バスケットボール	1	2	3	3	3	3		5	2	1		6	3		3	4	1	40
		バレーボール					1		2	1				4				1		9
		ソフトバレーボール				1														1
		バドミントン						1			2			2						5
		太鼓				2														2
		踊り(よさこい)		1																1
		一輪車										1								1
		バトントワリング					1													1
合唱		1																	1	
ハンドボール			1					2									1		4	
フットサル		3																		
体操(新体操・健康体操)										1				1					2	
剣道									1										1	
空手(合気道含む)			1	1	1	1		1	2		2		1	1	1	1		1	14	
卓球																		1	1	
バウンドテニス										1								1		
校庭	グラウンドゴルフ	4	13	10	14	17	11	11	14	12	13	11	17	11	12	12	13	12	207	
	野球																		0	
	ソフトボール							1	1				2			2		6		
	サッカー																		0	
	児童を含む	1	1		2	1		2			4		1	1					13	
	少年野球					3		2	2							1			8	
	ソフトボール		1							1			3				2		7	
合計	6	15	10	18	21	11	16	17	15	17	11	25	12	12	15	15	12	248		

令和4年度学校別スポーツ種目数一覧

	四中学区			千代田中学区			旭中学区				西中学区			北中学区			小計	
	四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小		北中
体育館	4	13	10	14	17	11	11	14	12	13	11	17	11	12	12	13	12	207
校庭	2	2		4	4		5	3	3	4		8	1		3	2		41
合計	6	15	10	18	21	11	16	17	15	17	11	25	12	12	15	15	12	248

令和4年度 体育館開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学校名	年度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四街道小	R4	968:45	170	6,254	354
		R3	867:50	147	5,680	323
2	旭小	R4	800:30	165	5,215	310
		R3	471:15	98	3,229	196
3	南小	R4	711:30	165	4,167	299
		R3	366:35	121	2,016	177
4	中央小	R4	771:10	149	4,084	307
		R3	577:00	124	2,507	214
5	大日小	R4	1072:13	181	5,496	385
		R3	939:25	150	5,970	344
6	八木原小	R4	614:00	144	4,348	266
		R3	490:40	126	3,665	215
7	四和小	R4	287:10	66	1,444	104
		R3	299:00	65	1,468	109
8	山梨小	R4	519:00	159	2,769	211
		R3	479:30	130	2,088	191
9	みそら小	R4	709:09	169	3,816	265
		R3	671:54	138	3,518	246
10	栗山小	R4	510:25	130	3,030	209
		R3	410:35	116	2,239	173
11	和良比小	R4	879:55	172	5,301	394
		R3	738:35	138	4,713	325
12	吉岡小	R4	579:20	136	3,657	265
		R3	416:05	111	2,592	200
13	四街道中	R4	396:25	142	2,189	198
		R3	287:10	105	1,692	145
14	千代田中	R4	448:45	167	2,075	225
		R3	305:15	114	1,640	153
15	旭中 (9月末)	R4	361:00	127	1,944	181
		R3	329:30	110	1,761	165
16	四街道西中	R4	533:40	168	3,208	267
		R3	374:45	117	2,053	188
17	四街道北中	R4	501:00	146	2,924	251
		R3	325:20	110	2,008	165
	合計	R4	10663:57	2,556	61,921	4,491
		R3	8350:24	2,020	48,839	3,529
	一校あたりの 平均	R4	627:17	150	3,642	264
		R3	491:12	119	2,873	208

令和4年度 校庭開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学校名	年度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四街道小	R4	212:45	47	1,116	63
		R3	291:30	42	1,348	83
2	旭小	R4	289:05	53	2,124	80
		R3	188:25	34	1,325	54
3	南小	R4	355:10	54	2,064	74
		R3	201:40	37	1,410	58
4	中央小	R4	432:40	56	2,090	56
		R3	271:10	50	863	50
5	大日小	R4	36:00	14	149	14
		R3	0:00	0	0	0
6	八木原小	R4	173:15	45	2,776	62
		R3	156:30	37	3,191	54
7	四和小	R4	129:15	37	980	46
		R3	93:00	29	874	32
8	山梨小	R4	75:25	31	416	31
		R3	55:00	24	292	24
9	みそら小	R4	196:00	33	1,455	52
		R3	112:00	25	731	33
10	栗山小	R4	346:30	44	1,365	52
		R3	377:00	48	1,401	52
11	和良比小	R4	231:55	45	1,178	59
		R3	219:00	34	1,164	46
12	吉岡小	R4	124:00	31	1,187	34
		R3	167:30	30	1,600	52
	合計	R4	2602:00	490	16,900	623
		R3	2132:45	390	14,199	538
	一校あたりの平均	R4	216:50	40.8	1,408.3	51.9
		R3	177:43	32.5	1,183.3	44.8

令和4年度体育館使用状況

令和5年1月16日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小	四街道中	千代田中	旭中	四街道西中	四街道北中	北中武道場
月	17:30~19:00	×	×	×	×	▲	×		○	×	×	▲	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
火	17:30~19:00	×	×	×	×	▲	▲		○	▲	▲	×	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	▲	×	○						
水	17:30~19:00	×	▲	×	×	▲	○		○	×	×	▲	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
木	17:30~19:00	×	▲	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
金	17:30~19:00	×	×	○	×	×	×		×	×	○	×	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
土	9:00~11:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×						
	11:00~13:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×						
	13:00~15:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	15:00~17:00	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	×	▲	×						
	17:00~19:00	×	×	×	×	×	×	▲	×	▲	×	×	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×						
日	9:00~11:00	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	×						
	11:00~13:00	×	×	×	×	▲	×	▲	×	×	×	×	×						
	13:00~15:00	×	×	×	×	▲	×	×	×	▲	×	×	×						
	15:00~17:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	17:00~19:00	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×						
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	／	×	○	×	×	×						

○…空き ×…空きなし △…片面利用可 ▲…3コマ目以上の使用等

▲…トラブルを避けるため、使用団体にも確認してから案内すること！ \…使用不可

※四和小学校は以前に騒音に関する苦情があったことから、平日の開放は行っておらず、

土日も18時30分までの開放としている

令和4年度校庭使用状況

令和5年1月16日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小
土	9:00~11:00	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	▲	×
	11:00~13:00	×	×	×	×	○	×	×	×	×	▲	▲	×
	13:00~15:00	×	×	×	×	○	×	×	○	×	▲	×	×
	15:00~17:00	×	×	×	×	○	×	×	○	×	▲	×	×
日	9:00~11:00	×	×	×	▲	×	×	○	×	×	×	▲	×
	11:00~13:00	×	×	×	▲	×	×	○	×	×	×	▲	×
	13:00~15:00	×	▲	▲	▲	○	×	×	×	×	▲	×	×
	15:00~17:00	×	▲	×	▲	○	×	×	○	×	▲	×	×

○…空き ×…空きなし ▲…3コマ目以上の使用

／…使用不可 ▲…調整が必要なので、即座の案内は難しい

令和4年度小中学校体育施設開放事業についての反省等

学校名	管理指導員	問題点	来年度利用団体への伝達事項
四街道小	特になし	特になし	チームで使用する道具の持ち帰りについて 施設使用後の清掃について
旭小		ごみの不始末 団体代表から構成員への連絡の不徹底 (駐車場が使用できない日等)	ごみの始末、駐車場の適正な利用について
南小		施設内での喫煙及び吸殻等のポイ捨て	特になし
中央小		屋外で使用されたパイプ椅子の砂の除去及び清掃ができていなかった 体育館トイレの消し忘れ 消毒液の使用場所。こぼれると跡が残るため	特になし
大目小		特になし	特になし
八木原小		大人の活動に付き添いで来校する児童がけがをした事例があった。	利用者以外の子どもの見守りを徹底すること 備品の扱いについて(原則は各団体での対応)
四和小		特になし	使用方法及び利用時間について
山梨小		熱中症計の破損について、申告しない団体があった 落し物を探してほしいとの連絡がくることもある	忘れ物の扱いについて 冷風機、ストーブの扱いについて
みそら小		体育館前等駐車場所以外への駐車 校内での早い速度での運転 体育館玄関付近にアメ等お菓子のごみが散乱していた	4年度と同様に5月から開放としたい
栗山小		特になし	学校地域行事で使用できない日があること (利用不可日に利用している団体があった)
和良比小		出入り口付近にごみが放置されていたことがあった	トイレの使い方について注意してほしい 3月の開放未実施について
吉岡小		特になし	特になし
四街道中		忘れ物やごみの放置が数件あり 機械警備の解除ミスがあった	4年度と同様の説明を
千代田中		忘れ物が数件あった	開放の手引きに沿って活動してほしい
旭中		特になし	特になし
四街道西中		特になし	使用した場所の清掃・消毒
四街道北中		デジタルタイマー等授業や部活で使用するものを勝手に使用していた	ゴミの持ち帰り、デジタルタイマー等の備品を勝手に使用しないこと

令和5年度小中学校体育施設開放の手引き

1 学校開放とは

学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条の規定に基づき、四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則（以下「規則」という）を定め、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために、学校教育に支障のない範囲において、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション等の活動の場として開放するものです。

2 学校開放の種類

- ◎スポーツ開放 市立小学校の体育館・校庭及び、市立中学校の体育館・武道場（四街道北中学校）を開放します。
- ◎遊び場開放 土日祝日及び学校休業日の市立小学校の校庭を開放します。

3 学校開放の利用条件

- ◎スポーツ開放
 - ・利用できる団体は、四街道市内に在住又は在勤もしくは在学している10人以上で構成された団体です。また当該団体に責任者として成人者が含まれており、あらかじめ教育委員会に登録した団体です。
 - ・営利目的の団体は利用できません。
 - ・スポーツ傷害保険及び賠償責任保険への加入を義務づけます。
- ◎遊び場開放
 - ・学区内に在住する幼児及び児童が対象です。（原則、幼児については、保護者の付き添いが必要です） また、事故の責任は保護者が負うものとします。

4 利用順位

学校行事（PTA関係等） > 教育委員会（市）行事 > 地域行事・自治会活動 > 一般開放
※学校の教育活動が最優先となりますので、急遽、施設の利用ができなくなる場合もあります。

5 利用制限

- ◎工事に伴う制限
 - ・緊急の工事が行われる場合があります。工程が確定し次第、管理指導員を通じて団体責任者に連絡します。工事期間中は利用停止となります。
 - ◎新型コロナウイルス感染症等拡大防止に伴う制限
 - ・感染症拡大防止のため利用中止、もしくは利用制限がかかる場合があります。
 - ・利用者の中に感染者及び濃厚接触者等が出た場合、当該利用者は、直近の感染状況及び千葉県の示す待機期間に準拠した活動の自粛をお願いします。
 - ◎その他の制限
 - ・1団体が利用できる施設は1校です。
 - ・利用時間は1コマ（2時間）を基本とし、原則として1週間2コマ（4時間）までの利用とします。
 - ・基本割振表作成後に空きがある場合のみ、追加で利用することも可能ですが、新規で登録を希望する団体があった場合は、3コマを超える利用時間については譲っていただきます。
- ※3コマを超える利用については、新規登録団体が優先となります。
- ・ゴミの放置等の報告が続く場合は、当該学校の開放を中止とする場合があります。
 - ・中学校の利用は半面ずつ、2団体の利用となります。
 - ・四和小学校体育館は平日の開放を行っておらず、土日祝日等も18時30分までの開放となります。
 - ・フットサルの利用は、みそら小学校のみです。

6 学校開放期間及び利用時間

◎開放期間 令和5年4月24日～令和6年3月31日(12月28日～1月4日を除く)

◎利用時間

学校	利用場所	平日	土・日・祝・学校休業日
小学校	体育館	17:30～21:00	9:00～21:00
	校庭	×	9:00～17:00
中学校	体育館(武道場)	19:00～21:00	19:00～21:00
	校庭	×	×

7 利用する際の注意事項

- ①施設は、現在の状態での利用をお願いします。
 - ②利用に際しては、必ず成人の参加が条件です。(児童・生徒のみの活動はやめてください。)
 - ③営利目的の活動は一切禁止です。(年度末に会計報告を依頼する場合があります。)
 - ④飲食喫煙は禁止です。特に学校の敷地を含め、周辺での喫煙及びタバコの投げ捨ては厳禁です。
 - ⑤活動後、必ず清掃及び消毒作業を行ってください。
 - ⑥利用後は、新型コロナウイルス感染症対策留意事項及び利用日誌(以下、利用日誌)へ正しく記入してください。記入忘れや記入漏れが続く場合は、一時的に利用停止とさせていただく場合があります。
 - ⑦ごみ箱が設置されていても、ごみは捨てず、必ず持ち帰ってください。
- ※令和4年度の利用に際しては、お菓子のごみや食べ残しの放置について、複数回にわたり指摘をいただいております。
- ⑧学校及び管理指導員の指示には必ず従ってください。また、各団体の責任者は、利用者全員へ規則や学校及び管理指導員からの連絡の周知を徹底してください。
 - ⑨利用を中止(計画を変更)する場合は、管理指導員Aに必ず連絡してください。
 - ⑩利用時間を守り、定刻には体育館を退出してください。(警備の開始時間を含め、体育館の最終退出時間は21時です。)施錠や電気の消し忘れにもご注意ください。
 - ⑪鍵の取り扱いには十分に注意してください。同じ時間帯に利用する場合は、鍵の保管や返却方法、戸締まり等について相互に確認してください。
 - ⑫学校備品の使用(ストーブ等を含む)及び利用許可施設以外への立ち入りは禁止です。
 - ⑬活動に必要な用具は原則として各団体で用意し、持ち帰ることを徹底してください。
 - ⑭決められた場所以外(路上、校庭、校内の駐車禁止区域等)には駐車しないでください。
また、乗り合わせで台数を減らすとともに、騒音にも留意してください。
 - ⑮練習試合・大会等を行う場合は、保護者も含め、来場者全員の把握をお願いします。
 - ⑯利用登録申請書に記載した時間以外の利用(祝日の利用等)を行う場合は、事前に行事の有無等を学校に確認のうえ、管理指導員Aに月毎の利用予定と併せて必ず報告してください。

8 利用者の責任 ※事故等の発生時には、学校及びスポーツ青少年課へ必ず連絡してください。

- ◎弁償責任 利用者は、規則第11条により施設、設備を棄損若しくは亡失したときは弁償の責任を負います。速やかに修繕を行ってください。
- ◎賠償責任 利用者は利用中に発生した他人への傷害、車両等への損傷についても賠償の責任を負います。関係者への連絡、救急車の手配等、迅速に対応してください。

9 学校体育施設開放の運営組織

(1) 管理指導員 各学校体育施設に以下の管理指導員を置きます。(規則第5条)

①管理指導員A (体育館・校庭の責任者)

- ・原則として、団体責任者の中から市内在住者を1名ずつ選出し、教育委員会が委嘱します。
- ・スポーツ青少年課と迅速に連絡が取れるように、メールアドレスの提供をお願いします。
- ・団体への指導、助言、日程調整及び学校、管理指導員C、スポーツ青少年課との連絡調整を行います。
- ・毎月25日までに学校、管理指導員C、スポーツ青少年課に利用計画表(様式3-A、B)を提出します。利用日誌は当課からの依頼も含め、必要に応じて提出を求めるものとします。また、確認印等は不要とします。
- ・利用予定の追加・変更等についても上記関係者と連絡調整を行います。

②管理指導員B (施設の管理)

- ・当該校教員の中から1名を選出いただき、教育委員会が委嘱します。
- ・施設の管理及び団体への指導、助言を行います。

③管理指導員C (鍵の管理)

- ・原則として学区住民の中から1名を選出し、教育委員会が委嘱します。
- ・体育館の鍵の管理と利用団体への指導、助言を行います。

※都合により管理指導員を辞する場合は、後任の人選等の事務手続きが生じますので、早急にスポーツ青少年課へ連絡をお願いします。

(2) 教育委員会スポーツ青少年課

- ・団体への指導、助言を行います。
- ・規則第10条に基づき、利用の中止を命じることがあります。(規則違反等により)
- ・管理指導員及び学校との連絡調整を行います。

10 学校開放の利用手順

(1) 登録・許可 利用登録申請書(様式1)を2月17日(金)までに、スポーツ青少年課に提出。教育委員会は申請書を審査し、団体責任者に利用許可証を発行します。
(4月の学校別説明会で配付)

※団体責任者は、日中でも連絡がとれる方としてください。

※許可証をコピーして使用することはできません。

(2) 予定表の提出 団体責任者は、前月の20日までに管理指導員Aに利用予定を報告。

※LINEやメール等で調整を行う場合は、紙媒体の利用予定表の提出は必須ではありません。

利用予定の調整は、各学校の管理指導員Aの指定する方法とします。

(3) 計画表の提出 管理指導員Aは、前月の25日までに校庭と体育館の利用予定を利用計画表(様式3)にまとめ、学校と管理指導員Cとスポーツ青少年課に提出します。

(4) 利用当日 ①団体責任者は、許可証を提示または交換し、管理指導員Cから鍵を借用。利用している間は責任をもって管理してください。

②団体責任者は、利用日誌の各項目を確認し、保護者や見学者を含め、参加者の把握をお願いします。

③利用後は、利用時間内に清掃・消毒作業を完了させ、利用日誌に記入後、消灯・戸締まりをして鍵を返却してください。

※中学校の利用に際しては、警備システムの解除が必要となります。警備システムの解除方法について必ず確認をお願いします。また、2団体での同時利用となる場合は、団体間で調整し、警備の解除・作動に遺漏のないよう努めてください。

1.1 その他

- ①年度途中に登録を取り消す場合は、スポーツ青少年課に許可証を返却するとともに、管理指導員Aに連絡してください。
- ②学区内の子どもが校庭に遊びに来る場合があります。安全面に配慮するとともに、譲り合って利用してください。
- ③子どもを連れてくる場合は、目を離さないようにしてください。学校備品の汚損や破損が生じた場合、団体の責任において対応していただきます。
- ④鍵が壊れるなど戸締まりができない場合は、各管理指導員へ連絡してください。中学校を利用している場合は、警備会社にも連絡してください。
- ⑤感染症等の発生により利用停止とする場合があります。団体責任者は、利用者の健康状態について把握をお願いします。特に児童、生徒が所属する団体は、感染症拡大防止の観点から自主的に活動を休止するなどの対応をしてください。
- ⑥気象庁より自然災害に係る各種警報等が発令されている場合や避難所が開設されている場合、学校開放は中止とします。

利用直前に中止が決定することもありますので、責任者は必ず日中でも連絡がとれるようにしてください。

- ⑦命に関わると判断される緊急事態等が発生した場合は、消防への通報と併せて必要に応じてAEDを使用してください。設置場所が施錠されている場合は、ガラス等を割って使用してください。
- ⑧健康・安全管理の観点から、心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができる救命講習の受講を推奨します。
- ⑨火災報知器を誤って作動させてしまった場合は、すぐに警備会社に連絡してください。
なお、令和4年度の警備会社はALSOK東日本ガードセンター（電話番号 0120-86-2413）です。

1.2 問い合わせ先

四街道市教育委員会スポーツ青少年課

TEL：043（424）8926 メール：ysports@city.yotsukaido.chiba.jp

〈救命講習について〉

四街道市消防本部では、定期的に救命講習を開催しています。

救命講習では、心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができます。中学生以上を受講対象とした普通救命講習や上級救命講習のほか、小学4年生以上を受講対象とした救命入門コースもあります。

また、救命講習には消防本部が定期的に開催する「定期講習」と市民の要望により開催する「出向講習」があります。

詳細は四街道市ホームページをご覧ください。

(トップページ>市政情報>消防本部>講習会等>応急手当普及講習)

○四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲内において、幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関して必要な定めをすることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放校の指定)

第3条 第1条の目的を達成するために、教育委員会は毎年度開放校を指定する。

第4条 削除

(昭57教委規則6)

(管理指導員)

第5条 開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、開放時の施設や用具の管理を行うとともに、利用者の危険防止に当たる。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の種類)

第6条 学校開放は、次の2種とする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小中学校の校庭及び体育館（武道場を含む。以下同じ。）を開放する。ただし、小学校の校庭は、学区内児童を優先する。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の日時)

第7条 開放の日時は、原則として次の通りとする。

(1) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び四街道市立小学校及び中学校管理規則（昭和51年教育委員会規則第1号）第19条に規定する休業日

校庭 午前9時から午後5時まで

体育館 午前9時から午後9時まで

(2) 月曜日から金曜日まで

体育館 午後5時30分から午後9時まで

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、開放の日時を別に定めることができる。

(昭58教委規則6・昭59教委規則4・平4教委規則6・平7教委規則3・平11教委規則5・平14教委規則5・一部改正)

(利用の許可)

第8条 スポーツ開放は、市内に在住又は在勤若しくは在学するものが構成する体育団体等で教育委員会に登録し、かつ、当該団体に責任者としての成人者が含まれる場合に限り許可するものとする。

2 遊び場開放は、開放学区内に在住する幼児及び児童に限る。この場合、幼児については保護者の付添いがあることを条件とする。

3 スポーツ開放を希望する者は、原則として当該の前月25日までに所定の申し込書によつて教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

4 小学校の校庭の遊び場開放は、開放校の学区に在住する児童に限り許可するものとする。

(利用の条件)

第9条 開放校の利用は、第1条に規定する目的の範囲内に限るものとする。

2 開放校においては、営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない。

3 使用後は、施設等を利用者自身が清掃、整理し、翌日の学校教育に支障を来さないようにしなければならない。

4 開放校の利用に当たっては、利用者は、管理指導員の指示に従わなければならない。

(平4教委規則6・一部改正)

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、この規則若しくはこれらに基づいて管理指導員がなす指示に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第11条 利用者は、開放校の施設、設備を故意又は重大な過失によつてき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(平4教委規則6・一部改正)

(実施細目)

第12条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

令和5年度市立小中学校体育施設利用登録申請書

記入例

※団体責任者は、日中でも連絡がとれる方としてください

令和 5年 2月 13日

団体名		四街道ス		日中でも連絡が取れる番号を記入してください。		四街道市立 四街道小学校 学校	
責任者	ふりがな	よつかいどう たろう		年齢	利用施設	校庭 ・ 体育館 ・ 武道場	
	氏名	四街道 太郎		30	活動種目	バレーボール	
	住所	四街道市鹿渡2001-10		活動の対象 (該当箇所に○)	児童 ・ 中高生 ・ 成人 ・ 高齢者 (概ね60歳以上) 女性 ・ 男性		
	携帯電話 (電話)	070-1234-5678		利用曜日 利用時間	月 曜日 19:00 ~ 21:00		
入会希望への対応 どちらかに✓		①紹介しない <input type="checkbox"/>		②紹介してもよい <input checked="" type="checkbox"/>		保険加入 (必須)	
						①傷害保険 <input checked="" type="checkbox"/> ②賠償責任保険 <input checked="" type="checkbox"/>	
入会金	0円		月会費	0円	指導者報酬	①、②を満たしていることが必要です。 補償内容をご確認ください。	

活動者名		なしの場合は「0」を記入		(在住は住所のみ、在勤・在学は 自宅住所と勤務先または学校名)		在住は住所のみ	年齢
1	責任者 四街道 太郎	在住		四街道市鹿渡2001-10		070-1234-5678	30
2	副責任者 四街道 次郎	在勤		住所：佐倉市海隣寺町97 勤務先：四街道市鹿渡2001-10 (四街道市教育委員会)		070-1234-5677	40
3		在住・在勤・在学				在勤は住所と勤務先	
4		在住・在勤・在学					
5	市内に在住又は在勤もしくは在学している10人以上 で構成された団体であることが登録条件です。						
6							
7		在住・在勤・在学					
8		在住・在勤・在学					
9	登録者以外の活動が確認された場合は、利用許可を 取り消す場合があります。						
10							
11		在住・在勤・在学					
12		在住・在勤・在学					
13		在住・在勤・在学					
14		在住・在勤・在学					
15		在住・在勤・在学					
16		在住・在勤・在学					
17		在住・在勤・在学					
18		在住・在勤・在学					
19		在住・在勤・在学					
20		在住・在勤・在学					

※20名を超える場合は、裏面に記入

新型コロナウイルス感染症対策留意事項及び利用日誌

団体名	利用日時	令和	年	月	日 ()
代表者名(記入者)	活動時間	:	～	:	
利用目的(競技名)	利用場所	学校(体育館・校庭・武道場)			
参加人数					

※決められた場所に駐車されているか、利用前に必ず確認してください。

敷地内の車両走行は十分減速すること

●利用前

- ・利用当日の体温が平熱を超える発熱でない
- ・健康状態の確認
 - ①咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感等風邪の症状がない
 - ②嗅覚や味覚に異常がない
 - ③感染症陽性者との濃厚接触がない
 - ④同居家族や身近な知人等に感染が疑われる人がいない
- ・活動中に痰や唾を吐かない
- ・マスクを持参・着用すること(活動中、休憩中に大きな声で会話、応援等をしない。指導時等含む)
- ・咳エチケット、フィジカルディスタンス(他の利用者との距離)を心がけること
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。また、タオルの共有はしないこと
- ・換気を行うため、施設の扉・窓を可能な範囲で開放すること

●利用後

- ・清掃及び消灯(体育館、トイレ、更衣室等)
- ・使用した備品(スポーツ器具、清掃用具等)、触れた設備(扉、窓、蛇口、トイレ等)の消毒作業を行うこと。
また、アルコール消毒液等は、各団体で持参すること(床にアルコールは使用しない)
- ・ゴミは必ず持ち帰ること(ゴミ箱があっても捨てない)
- ・戸締り(換気後の1、2階の窓・用具倉庫・門扉の開閉等)
- ・駐車場に吸殻、ごみはないか。施設備品の破損はないか
- ・グラウンド整備(校庭利用団体)

●その他

1. 団体の責任者は、利用日ごとに利用者全員の氏名・連絡先を把握し、1か月程度管理すること(保護者・同伴者・見学者を含む)
2. 接触機会を減らすため、ミーティング等は行わず、速やかに解散すること
3. 利用者の中に感染者及び濃厚接触者等が出た場合、当該利用者は、直近の感染状況及び千葉県の示す待機期間に準拠した活動の自粛すること
4. 利用日誌の記載に不備があり、改善が見られなかった場合は、一時的に利用停止処分とする場合がある
5. 設備の破損等トラブルについては、必ず学校とスポーツ青少年課に連絡すること

学校体育施設開放利用団体 基本割振表 (小学校)

小学校	体育館
-----	-----

曜	時 間	団 体 名	活 動 種 目	成人or児童	希望◎ 2コマまで
月	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			◎
	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			◎
	: ~ :				
火	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			
	19:00 ~ 21:00				
	: ~ :				
水	17:30 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				
	: ~ :				
金	17:30 ~ 19:00	チーム四街道			◎
	19:00 ~ 21:00	チーム四街道			◎
	: ~ :				
土	9:00 ~ 11:00	説明会当日の提出にご協力ください。 提出の締め切りは2/17(金)となります。			
	11:00 ~ 13:00				
	13:00 ~ 15:00				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				
日	9:00 ~ 11:00				
	11:00 ~ 13:00				
	13:00 ~ 15:00				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				

	管理指導員
氏 名	
住 所	
電話 (携帯電話推奨)	
M a i l	

○四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会設置
条例

昭和 51 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 13 条に関する事項を審議し、四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放の適正をはかるために四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(平 23 条例 27・一部改正)

(組織及び任期)

第 2 条 運営委員会の委員は、学校代表、スポーツ推進委員、青少年相談員、体育協会及び PTA 代表のうちから 7 人をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任をさまたげない。

(昭 61 条例 34・平 23 条例 27・一部改正)

(職務)

第 3 条 運営委員会は、市内の青少年及び一般住民の体育、レクリエーションの場としての市立小中学校の校庭、体育館の調査、開放校の運営を審議し、教育委員会に意見をのべるものとする。

2 運営委員会は、開放校施設、設備の管理、健全な運営、利用者の安全を考慮し、管理指導員の推薦をする。

(会議)

第 4 条 運営委員会の会議は、教育委員会が招集する。

2 運営委員会の会議の議長は、互選とする。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 運営委員会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(昭 61 条例 34・平 2 条例 16・一部改正)

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第1条から第5条まで並びに第7条、第9条及び第10条の規定を除く。以下同じ。)による改正後の条例の規定に基づき新たに委員となる者の任期については、この条例施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定に基づき委員となつている者の残任期間と同様とする。

附 則(平成2年条例第16号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会設置条例第2条第1項の規定により運営委員会の委員として委嘱されている体育指導員は、この条例による改正後の四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会設置条例第2条第1項の規定により運営委員会の委員として委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会委員名簿

任 期 : 令和4年6月1日から令和6年5月31日まで (2年間)

氏 名	選出区分	備 考
村井 克行	学校代表	旭小学校長
飯田 和成	学校代表	南小学校長
小川 大輔	学校代表	旭中学校長
六田 喜彦	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員 連絡協議会
田村 敬雄	青少年相談員	青少年相談員 連絡協議会副会長
長岡 功	スポーツ協会	スポーツ協会 常任理事
山田 友紀子	P T A代表	P T A連絡協議会 (旭小学校P T A会長)